

平成 19 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社 ポ プ ラ
 代 表 者 名 代表取締役社長 目黒 俊治
 (コード番号 7601 東証第 1 部)
 問 い 合 せ 先 経営企画室室長 半田 之史
 (TEL 044 - 280 - 2813)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年5月10日開催の取締役会において、平成19年5月30日開催予定の第32回定時株主総会において定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。

- (1) 周知性の向上及び手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由によって、電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。(変更案第 5 条)
- (2) 「会社法」及び「会社法施行規則」ならびに「会社計算規則」が平成18年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の変更を行うものであります。
 単元未満株主の管理の効率化を図るため、単元未満株式について、行使することができる権利を規定するものであります。(変更案第11条)
 株主総会参考書類等の一部につき、法務省令に定めるところに従い、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなす対応ができるようにし、コスト削減に資することができるための規定を新設するものであります。(変更案第17条)
 社外監査役がその期待される役割を十分に発揮できるように、社外監査役との間に責任限定契約を締結することを可能にするための規定を新設するものであります。
 (変更案第36条)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(公告の方法) 第5条 当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載する。</u> 第6条～第10条(条文省略) (新設) 第11条～第15条(条文省略)	(公告方法) 第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。</u> 第6条～第10条(現行どおり) (単元未満株式についての権利) 第11条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、 <u>その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> (1) 会社法第189条第 2 項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第 1 項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 第12条～第16条(現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議については次の通りとする。</p> <p>1. 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第17条～第33条(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第34条～第37条(条文省略)</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第17条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議については次の通りとする。</p> <p>1. 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>第19条～第35条(現行どおり)</p> <p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p>第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第37条～第40条(現行どおり)</p>

以上